

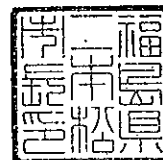


二本松市告示第 88 号

二本松市税条例（平成17年二本松市条例第68号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月30日付け二本松市告示第66号において、別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する法人市民税の納税義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月1日から平成24年4月1日までの間に到来するものについて、平成24年4月2日とする。

平成24年4月27日

二本松市長 三保 恵一



都道府県名	地域
宮城県	石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町